

★ News 令和5年分 『年末調整』の留意点

令和5年分の「年末調整」の時期が近づきました。「年末調整」は、給与所得者1人1人について、毎月の給与や賞与から控除した源泉税額と、扶養親族の異動の修正や保険料等の控除を行って計算した、その年の納めなければならない税額(年税額)を比べて、その過不足額を精算する大切な手続きです。大部分の給与所得者は、勤務先での年末調整で、その年の所得税の納税が完了します。

## &lt; 昨年と比べて変わった点 &gt;

令和5年分の年末調整は、昨年と同じ手順で行うことになりますが、主な改正点は次の2点です。

・改正点① 「国外居住親族」の扶養控除適用要件の改正により、必要となる確認書類について

昨年までは、非居住者である扶養親族は16歳以上であれば扶養控除の対象でしたが、国外居住親族のうち「30歳以上 70歳未満」の親族について、扶養控除の要件が改正されました。留学生は「留学ビザ等書類」、38万円以上の送金を受けている人は、「38万円送金書類」(各人に対し、生活費・教育費に充てる38万円以上の送金をしていることを証明するもの)が必要となりました。

・改正点② 「給与所得の源泉徴収票」「給与支払明細書」の、電子交付の承諾について

源泉徴収票等を電子交付するには従業員の承諾が必要ですが、従業員に対し、事前に「承諾期限までに回答がない場合は承諾があったものとみなす」と通知を行い、この期限までに回答がなかった場合には、電子交付の承諾があったとみなされることになりました。

## &lt; 令和5年分 年末調整のチェックポイント &gt;

■ 『扶養控除等(異動)申告書』

※ 年末調整の対象は、原則として『扶養控除等(異動)申告書』を提出している人です。

- ・給与収入が2,000万円を超える人、税額表「乙」欄が適用される人等は対象となりません。
- ・扶養に該当するかは年末調整を行う日の現況で判定しますが、年齢は本年12月31日の現況により、死亡、出国により非居住者になる場合は、死亡又は出国時の現況により判定します。

○扶養親族…所得者と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

給与所得だけの場合→収入金額103万円以下  
 公的年金だけの場合→年金収入65歳以上158万円以下、65歳未満108万円以下

所得48万円以下となる。

○控除対象扶養親族…扶養親族のうち、16歳以上の人(平成20年1月1日以前に生まれた人)

○特定扶養親族…控除対象扶養親族のうち、

19歳以上23歳未満の人(平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた人)

○老人扶養親族…控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)

○同居老親等…老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者と同居を常況とする人

○同一生計配偶者…所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く)で、合計所得48万円以下の人

○障害者(特別障害者)…所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、要件に該当する人

・障害者控除は、16歳未満の扶養親族にも適用されることに注意して下さい。

・障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上で、同等の障害のある人として市町村長や福祉事務所長等の認定を受けている人は、特別障害者になります。

○同居特別障害者…同一生計配偶者・扶養親族のうち、特別障害者に該当し、同居を常況としている人

○寡婦 ○ひとり親…「寡婦」「ひとり親」の判定は、正しく行われているかを確認します。

○勤労学生…所得者本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下・そのうちの給与所得以外の所得が10万円以下であること。 ・在学する専修学校長等が交付する証明書の有無により判定

○国外居住親族…「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、条件により前記の確認書類の添付・提示が必要

■ 『基礎控除申告書』

○「基礎控除」とは、所得者の合計所得金額が2,500万円以下である場合、その所得者の合計所得金額に応じて最大48万円が控除されるものです。

・基礎控除申告書  
・配偶者控除等申告書  
・所得金額調整控除申告書  
↓  
3様式兼用の1枚です。

■ 『配偶者控除等申告書』

○「配偶者控除」とは、所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、所得者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合、所得者の合計所得金額に応じて38万円を限度として控除されるものです。(配偶者が老人控除対象の場合は、48万円を限度として控除されます。)

○「配偶者特別控除」とは、所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、所得者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下である場合、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて38万円を限度として控除されるものです。

■ 『所得金額調整控除申告書』

○「所得金額調整控除」とは、年調の対象となる給与収入金額が850万円を超える人で、23歳未満の扶養親族がいる場合や、本人又は扶養親族や配偶者が特別障害者の場合に適用される控除です。

・所得金額調整控除は、同一世帯である夫婦の両方が給与収入850万円を超える人で要件に該当する場合、夫婦の両方が控除の適用を受けることができます。(注：扶養控除は夫婦どちらか一方に適用)

■ 『保険料控除申告書』

※ 国民年金・生命保険・地震保険・小規模企業共済等掛金など、控除証明書を添付又は提示します。

○生命保険料控除…所得者本人が支払い、受取人が本人・配偶者・親族である場合のみ適用

○地震保険料控除…所得者本人が支払い、本人や親族が常時居住する家屋等が保険目的であること

○社会保険料控除…所得者本人又は本人と生計を一にする親族の負担すべき社会保険料で、所得者本人自身が支払ったものに適用され、次の①②があります。

① 健康保険や厚生年金、雇用保険など毎月の給与から差し引かれているもの

② 国民健康保険や国民年金など、本人が直接支払っているもの

(介護保険料は、65歳以上は年金から特別徴収。40～64歳は健康保険料に介護保険料相当額が含まれる。)

○小規模企業共済等掛金控除…小規模企業共済掛金 個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)掛金など

■ 『住宅借入金等特別控除申告書』

※ 税務署発行「住宅借入金等特別控除申告書」と金融機関発行「年末残高等証明書」を添付します。

※ 控除を受けようとする最初の年分は、確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

□ 16歳未満の年少扶養親族は控除対象になりませんが、扶養控除申告書の「住民税」欄には記入します。

□ 「医療費控除」や「寄附金控除」は、年末調整では適用できず、確定申告が必要です。

□ 国税庁【年末調整Q&A】より

Q：年の途中で就職した人の年末調整はどのように行うか？

A：中途就職者が前の会社等に「扶養控除申告書」を提出していれば、前職の「源泉徴収票」で給与・源泉税額等を確認し、前職を含めた年末調整をする必要があります。確認できないときは、年末調整を行うことはできません。本人が確定申告により源泉所得税の精算を行うこととなります。

Q：従業員から、年末調整終了後に新たに扶養親族が増えた旨の申し出があった場合、どうするか？

A：翌年1月の源泉徴収票を交付するまで、年末調整の再計算を行う(再年調)ことができます。又は、本人の確定申告により扶養控除の適用で減少する税額の還付を受けることができます。

Q：従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療保険料を口座振替で支払った場合、どうするか？

A：従業員本人が支払ったことが明らかであり、従業員本人に社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料や介護保険料は、支払ったのは年金の受給者自身となるため、年金の受給者の社会保険料として控除できます。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

